

パネル

は貞観十八年（八七六）のことであった。そのことを示す『類聚三代格』所載の官符からは、神主設置に至るまでの経緯も把握することができるが、それによれば、石清水宮に集う人々の「神事」への希望があつたことが窺え、神主設置がそうした状況への対応策であつたことが分かる。こうした点から、神社すなわち神事の場、という意識が、平安時代中期の人々に共有されており、僧侶もその流れに対して、自ら法会等を実践することによつて克服することは考えていなかったことが明らかになる。

いま一点は、古代・中世の神事の中でも最も重要なものと位置付けられる天皇の神社行幸を取り上げ、この際の神社関係者の動きをつぶさに確認することとした。天慶の乱の奉養を目的に朱雀朝に行事化された神社行幸は、天皇が境内で御禊を行い、神前で上卿が宣命を奉読するなど、その次第から神事であることが確認されるが、この対象となる神社の中には、先述の石清水宮や山城北野社・祇園社のように、僧侶が組織のトップであるところも存在する。そして、行幸に際して、その中心である僧が賞に預かるケースが見られる。こうした点を踏まえると、神仏隔離の思想等により神職が介在することが想定される神事に対して、僧が直接的にかかわっていたのではないかという疑問が生じてくる。この点に留意して、中世初頭にあたる平安時代末期までの行幸の例をみると、その次第が確認できるほとんどの神社で神事に直接かかわる役は神主・禰宜などといった神職が担っていた。しかし、北野社はその例外で、永久元年（一一一三）の行幸の記録をとどめる当時の日記『長秋記』に

よつて、別当か権別当を示すものとみられる「法官」が奉仕していることが分かる。もつとも、注目すべきは『長秋記』の後の記述で、そのことが先例ではないという趣旨と受け止められる所感を、記主・源師時が書き留めていることである。その点から、神社での神事に対しては、神職が対応するという認識が存在していた可能性が示唆できよう。

これら二点を総合すると、文章にすると当たり前のこととして受け止められることではあるが、神社における神事については、僧侶ではなく神職が担うという認識が、古代・中世の転換期においては強く存在していたことはまず指摘できる。ただし、他方で、僧侶が携わっていたという事実があることを踏まえると、院政期において、僧侶であつてもそれを執行することがありえる「神事」が存在していたということと、僧侶でも「神事」を行うことができるという、この時代における神祇信仰上の寛容性が存在していたということについては、看過してはならないものと考ええる。

賀茂別雷神社における神仏関係の構造

—— 神主・供僧相論を中心に ——

太田直之

神仏習合や分離の問題、その中の神職と僧侶との関係を考えるにあたって、江戸時代に入って間もない十七世紀の後半という時代が一つの大きな画期となつたことは早くから指摘され

ている。その背景として吉田神道や儒教の影響など、思想的な側面からの分析がなされているが、中世から近世への変化の中で神社や神職を襲った社会や経済状況の変化といった視点からの考察はあまりなされていない。本報告は、賀茂別雷神社（賀茂社）における神仏関係の変化を概観し、神仏関係の構造と、その変化の要因を探ることで、神仏関係史再考のための一つの視覚を提示することを目的とする。

前近代の賀茂社には社家を中心として、供僧や寺庵が存在していた。賀茂社の神仏関係の特徴としては、①神前への僧体の者の参入が禁止され、神仏隔離の原則が存在していたこと、②供僧は天下安全のための公的な祈禱に携わり、神社年中行事の一部を構成して、葬事には関わらなかつたのに対し、寺庵は社家の「檀方」としてその葬儀を行っていたこと、③鎌倉から南北朝には社司子弟が出家して供僧となるケースを見出すことができるなど、両者の関係は密接なもので、補任権は社家が有していたが、中世後期には供僧による社家からの自立の方向性が芽生えたこと、などをあげることができる。

中世における賀茂社の神仏関係は以上のような構造で安定しており、目立った両者の対立は見出せないが、近世に入るとこうした状況が一変し、両者の相論が勃発することとなる。こうした変化をもたらした最大の要因は近世賀茂社領が確定し、その規模が大幅に減少したこと求められる。豊臣秀吉の太閤検地は、当知行所領のみに限られており、大部分の所領は没収され、社領として認められたのは二五七五石余となり、これが江戸時代を通じた社領となる。その内訳は氏人分が一八〇〇石、

供僧が三三〇石、寺庵が一〇〇石であり、社司が支配できる所領はほとんどなく、その経済的な打撃は最も大きかった。

こうした状況を背景として、寛永十三年には、氏人と供僧間の相論が展開していく。寛永十三年には、氏人と供僧が所領を押し合っており社司が困窮していること、所領を再配分すべきことを社司より出訴。この訴訟を受け寛文四年には、氏人・供僧・寺庵領から二五〇石を没収し社職料として再配分すること、社頭における神主と社僧の「混乱」を禁止し、神事への供僧関与を禁止することなどを盛り込んだ、幕府神社奉行所の裁許が下される。同年には供僧による所領返還訴訟が開始され、寛文六年に没収供僧領の補填として金子二五〇両と毎年十五石の米を支給することが決定する。供僧方はこの決定に満足せず、延宝年間には再び所領の返還訴訟を開始するが、社司方はこれを受けて、供僧は社司の支配下であることと、訴訟の中核供僧の処罰を京都町奉行へ出訴。同年社司方が勝訴し、これ以降神社内における社司主導体制が確立し、供僧は社家に競合する力を喪失したのである。

このように賀茂社の神仏関係の変化、賀茂社における神仏分離への第一歩は所領に関する経済的な問題に端を発し、これが社内における身分的位置づけの問題へと発展していったものであった。こうした所領をめぐる階層間相論は、近世初頭の寺院・神社内で数多く引き起こされ、その際の幕府の裁決には上位者優位の原則が存在していたことが指摘されており、賀茂社における社司の勝利もこうした幕府の原則の結果もたらされたと考えることができる。近世初頭における神仏分離の背景には、

近世的な所領の確定と幕府による新たな秩序形成の志向という要因が大きく影響していたと想定でき、今後はこうした視点からの研究が必要になると考えられる。これにより神仏関係に関する研究は、社会全体との関わりの中で、より大きな問題として捉えなおすことが可能となるであろう。

伊勢の神葬祭から見る神仏関係

本澤 雅史

伊勢（宇治山田）において、神葬祭が広く民間に行われるようになったのは、明治以降であり、それまでの伊勢の葬法を特徴づけていたのは、死者を危篤の状態であるとして墓地や寺院に送る「速懸（はやがけ）」という葬法であった。この葬法は、神葬祭の源流ではなく、あくまでも「死穢を避けるための方便」として、清浄を重んじる伊勢祠官の間で行われた特殊な葬法（岡田荘司氏「神道葬祭成立考」『神道学』一二八号）と考えられている。また近代以降の伊勢における神葬祭は、近刊の『伊勢市史』第八巻、民俗編（平成二十一年八月、第四章 社会変動と民俗・第三節 近代と宗教変動へ櫻井治男氏「伊勢市の神葬祭」・濱千代早由美氏「神葬祭の実施」）にまとめられている。それによると、そのような伊勢にあつて、慶応四年三月二十八日、神仏分離令が発令され（太政官第一九六号）、同年閏四月十九日 神職の家は神葬祭へ転換することとなり（諸

国神職宛神祇事務局第三二〇号）、同年六月二十四日には、まず『祖祭略記』（昭和三年「宇治山田市史資料」風俗篇四・葬祭下）が著され、神宮祠官の祖先祭祀から仏教色が排され、さらに、明治元年十一月「神葬祭発令」（大正九年、川原由松編『訂正神都年表草稿』による）に基づき、同年十月から十二月にかけて、神葬祭への改め願が左記の各村から度会御府や御会合所に出されるに至る（三重県庁所蔵明治期文書）。

本発表では、伊勢における神葬祭にあつて、どのように仏教的要素が判別され、排斥されて神葬祭が確立して行ったのかを探っていく。

まず、明治元年十一月『神葬祭之事』（村井市平所蔵、昭和三年「宇治山田市史資料」風俗篇三・葬祭上）及び明治二年七月発行の『神領葬祭略式』、また明治二年六月十日 本町所蔵「書留」（昭和三年「宇治山田市史資料」風俗篇三・葬祭上）などにより、幕末から明治元年にかけて山田奉行所・度会府が神領民に神葬祭を奨励してきたわけであるが、その礼式をどのような基準で統一しようとしたのか。また、従来から神領内で触穢を恐れて行われていた「速懸」をどのように位置づけ、葬儀次第、死者の着衣、棺の様式、位牌などから仏教的要素をどのように排斥していったのかを考察する。

次いで、明治初年、神宮学の泰斗、御巫清直が恐らく度会府から「其式法ヲ撰訂スヘキ旨仰セ下サ」り著わしたと推定される『神民葬式』（神宮文庫・第二門・二三一〇号）の内容を分析する。『神領葬祭略式』では「別に異なる新式を設くるに及ばず」として、「速懸」を「神事を重んずる神忠より出たる事」